

障がい福祉 ガイドブック



大 仙 市

も く じ

1. 福祉に関する相談窓口

総合窓口	1
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	1
民生委員・児童委員	2
虐待の相談	2
発達障がいの相談	2
ひきこもりの相談	3
就労の相談	3

2. マイナンバーカード（個人番号カード）

4

3. 障害者手帳

身体障害者手帳	5
療育手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	7

4. 障害福祉サービス

サービス利用の流れ	8
障害支援区分と利用可能なサービス	9
サービスを利用したときの費用	10
障害福祉サービスの種類と対象者	11

5. 障がい者等地域生活支援事業

地域活動支援センター	14
移動支援	14
訪問入浴サービス	14
日中一時支援（日中短期）	15
生活サポート	15
通所施設交通費助成	15

6. 補装具・日常生活用具

補装具の支給	16
--------	----

難聴児補聴器購入費の助成	17
難聴者補聴器購入費の助成	18
電子白杖購入費の助成	18
日常生活用具の給付	19
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	21

7. 医療の助成

自立支援医療制度	22
（1）精神通院医療の給付	22
（2）更生医療の給付	23
（3）育成医療の給付	24
自立支援医療の利用者負担額	25
福祉医療費制度（障がい者区分）	26
後期高齢者医療	26

8. 日常生活の援助、各種助成

自動車改造費の助成	27
自動車運転免許取得費用の助成	27
自動車運転免許の取得	28
駐車禁止の対象除外	28
タクシー・バス利用券の交付	28
人工透析通院費の助成	29
成年後見制度	29
温泉ふれあい入浴サービス券の交付	29
高齢者等雪対策総合支援	30
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣	31

9. 手当・年金

特別障害者手当	33
障害児福祉手当	34
特別児童扶養手当	35
児童扶養手当	35
障害基礎年金（国民年金）	36
心身障害者扶養共済制度	37
自動車事故被害者援護制度	37

10. 税金の控除・減免・公共料金の割引	
所得税・市県民税の控除	38
自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（軽自動車税）種別割の減免	38
有料道路通行料の割引	41
交通運賃の割引	42
携帯電話基本使用料等の割引	43
NHK放送受信料の減免	43
NTT無料番号案内（ふれあい案内）	44
11. 暮らしの情報	
郵便等による不在者投票制度	45
車いすの貸し出し	45
声の広報・点字広報	46
生活福祉資金の貸付制度	46
NET119（ネットイチイチキュー）	46
12. 文化・レクリエーション	
秋田県障害者スポーツ大会	47
体育施設料金の割引	47
13. 障がいに関する主なマーク	48
14. 手話をしてみませんか！？	49
15. 関係機関の連絡先	50

— ガイドブックのご利用にあたって —

このガイドブックは、障がいのある方やご家族が利用できる支援制度や福祉サービス等について概要を紹介しています。制度等の内容が変更となっている場合もありますので、詳しくは、それぞれの担当までお問い合わせください。

よろしくお祈りします



		障がい者 地域生活支援事業					補装具等			医 療				生活援助 各種助成				
		地域活動支援センター	移動支援	訪問入浴サービス	日中一時支援（日中短期）	生活サポート	通所施設交通費助成	補装具の支給	電子白杖購入費の助成	日常生活用具の給付	精神通院医療の給付	更生医療の給付	福祉医療費制度（マル福）	後期高齢者医療	自動車改造費助成	自動車運転免許取得費助成		
本文ページ		14	14	14	15	15	15	16	18	19	22	23	26	26	27	27		
身体障害者手帳	視覚	1級	○	○	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○		○	
		2級	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○		○	
		3級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
		4級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			○
		5級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
		6級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
	聴覚・平衡	2級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
		3級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
		4級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			○
		5級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
		6級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
	音声	3級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
		4級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△	△		○
	肢体	1級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○	○	○
		2級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○	○	○
		3級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
		4級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△	△		○
		5級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
		6級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			
	内部	1級	○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○
2級		○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○	
3級		○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	○	○		○	
4級		○	○	○	○	○	○	○	△		△		△	△			○	
療育 手帳	A	○	○	○	○	○	○			△	△		○	○			○	
	B	○	○	○	○	○	○			△	△						○	
福祉 精神 保健 手帳	1級	○	○	○	○	○	○			△	△		※ R6.8月 から	○				
	2級	○	○	○	○	○	○			△	△			○				
	3級	○	○	○	○	○	○			△	△							

	生活援助 各種助成				手当等			税金・公共料金								
	タクシー・バス利用券交付	温泉入浴サービス券交付	高齢者等雪対策総合支援	手話通訳者・要約筆記者派遣	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	秋田県心身障害者扶養共済	所得税・市県民税の控除	自動車税・軽自動車税の減免	有料道路通行料の割引	JR運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	
本文ページ	28	29	30	31	33	34	35	37	38	38	41	42	42	42	43	
身体障害者手帳	視覚	1級	○	△	△			○	○	○	△	○	○	○	○	
		2級	○	△	△			○	○	○	△	○	○	○	○	
		3級	○	△	△			○	○	○	△	○	○	○	○	
		4級		△	△				○	○	△	○	○	○	○	
		5級		△	△				○		△	○	○	○	○	
		6級		△	△					○	△	○	○	○	○	
	聴覚・平衡	2級	○	△	△	○			○	○	△	△	○	○	○	○
		3級		△	△	○			○	○	○	△	○	○	○	○
		4級		△	△	○				○		△	○	○	○	○
		5級		△	△	○				○		△	○	○	○	○
		6級		△	△	○				○		△	○	○	○	○
	音声	3級		△	△	○			○	○	△	△	○	○	○	○
		4級		△	△	○				○		△	○	○	○	○
	肢体	1級	○	△	△				○	○	○	△	○	○	○	○
		2級	○	△	△				○	○	○	△	○	○	○	○
3級		△	△	△				○	○	△	△	○	○	○	○	
4級			△	△					○	△	△	○	○	○	○	
5級			△	△					○	△	△	○	○	○	○	
6級			△	△						○	△	△	○	○	○	
内部	1級	○	△	△				○	○	○	△	○	○	○	○	
	2級	○	△	△				○	○		△	○	○	○	○	
	3級	△	△	△				○	○	○	△	○	○	○	○	
	4級		△	△					○	△	△	○	○	○	○	
療育手帳	A	○	△	△				○	○	○	△	○	○	○	○	
	B		△	△				○	○			○	○	○	○	
福祉手帳	1級	○	△	△				△	○	○			○	○	○	
	2級		△	△				△	○				○	○	○	
	3級		△	△				△	○				○	○	○	

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時（特別）の介護を必要とする人
 ※ご本人の状態により異なりますので、詳しくは③④頁をご覧ください。

※ご本人の状態により異なりますので、詳しくは担当窓口でお問い合わせください。

		税金・公共料金			暮らしの情報					スポーツ		
		携帯電話基本使用料等の割引	NHK放送受信料の免除		NTT無料番号案内	郵便等による不在者投票制度	車いすの貸し出し	声の広報・点字広報	生活福祉資金の貸付制度	秋田県障害者スポーツ大会	体育施設料金の割引	
			半額	免除								
本文ページ		43	43	43	44	45	45	46	46	47	47	
身体障害者手帳	視覚	1級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
		2級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
		3級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
		4級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
		5級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
		6級	○	△	△	○		○	○	○	○	○
	聴覚・平衡	2級	○	△	△	○		○		○	○	○
		3級	○	△	△	○		○		○	○	○
		4級	○	△	△	○		○		○	○	○
		5級	○	△	△			○		○	○	○
		6級	○	△	△	○		○		○	○	○
	音声	3級	○		△	○		○		○	○	○
		4級	○		△	○		○		○	○	○
	肢体	1級	○	△	△	△	○	○		○	○	○
		2級	○	△	△	△	○	○		○	○	○
		3級	○		△			○		○	○	○
		4級	○		△			○		○	○	○
		5級	○		△			○		○	○	○
		6級	○		△			○		○	○	○
	内部	1級	○	△	△		○	○		○	○	○
2級		○	△	△		△	○		○	○	○	
3級		○		△		○	○		○	○	○	
4級		○		△			○		○	○	○	
療育手帳	A	○	△	△	○		△		○	○	○	
	B	○		△	○		△		○	○	○	
福祉手帳	1級	○	△	△	○		△		○	○	○	
	2級	○		△	○		△		○	○	○	
	3級	○		△	○		△		○	○	○	

1. 福祉に関する相談窓口

総合窓口

◆大仙市役所社会福祉課・各支所市民サービス課

障がい福祉全般について、各種制度の相談や申請受け付けを行っています。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

◆一般相談支援事業所

障がいのある方の生活全般にわたる相談を受け付けます。

【問い合わせ先】 大仙障がい者相談支援センターかしわ TEL:0187-73-7041
相談支援事業所かくまがわ TEL:0187-65-2003
自立支援指定相談支援事業所あさひ TEL:018-881-6166

◆大仙市基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、心配ごとを総合的に相談できる窓口です。

【問い合わせ先】 大仙市基幹相談支援センターかのん TEL:0187-65-2003

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、生活上のさまざまな相談に応じ、必要な助言、指導を行っています。

相談した内容は固く守られますのでご安心ください。

地域の身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の氏名はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行います。

相談した内容は固く守られますのでご安心ください。

地域の民生委員・児童委員の氏名はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉課地域福祉班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課 (50ページ)

虐待の相談

養護者・障がい者福祉施設の従事者・使用者（雇用主等）による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに下記まで通報してください。虐待を受けた本人からの届け出や、発見、通報した方の個人情報を守られます。一人で抱え込んだり放置しないで、虐待の問題を一緒に考えましょう。

※生命の危険等、緊急時は、警察（110番）や救急（119番）へ連絡してください。

●虐待の例

- ①身体的虐待・・・暴行により、体に傷や痛みを与える
- ②性的虐待・・・無理やりわいせつなことをする、させる
- ③心理的虐待・・・言葉や態度で、精神的苦痛を与える
- ④放棄・放任・・・世話や介助をせず、心身を衰弱させる
- ⑤経済的虐待・・・本人の同意なく、財産や年金、賃金等を使う

【問い合わせ先】 障がい者虐待防止センター（社会福祉課内）TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課 (50ページ)
大仙市基幹相談支援センターかのん TEL:0187-65-2003

発達障がいの相談

◆ふきのとう秋田

自閉症スペクトラム障がいや注意欠陥多動性障がい、学習障がい等の発達障がいのある方やその可能性のある方、そのご家族や関係機関の方等からの相談に応じます。

【問い合わせ先】 秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田
TEL:018-826-8030

ひきこもりの相談

◆秋田県ひきこもり相談支援センター

専任の相談員が、18歳以上のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族からの相談に応じます。相談方法は、電話相談か面接相談となります。面接相談を希望される場合は事前に電話にて予約をお願いします。

【問い合わせ先】 秋田県ひきこもり相談支援センター TEL:018-831-2525
(月～金 10時～16時 ※祝祭日・年末年始を除く)

就労の相談

◆ハローワーク大曲（大曲公共職業安定所）

就職を希望する障がいのある方の求職登録を行い、障がいの適性や希望職種等に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、公共職業訓練、トライアル雇用等を利用し就職に結びつけています。

【問い合わせ先】 ハローワーク大曲 TEL:0187-63-0335

◆障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就業とそれに伴う生活面について、関係する機関（雇用・福祉・保健・教育等）とともに一体的な支援を行います。

●対象者

就職を希望する障がい者（身体・知的・精神・発達）、ご家族、支援者

【問い合わせ先】 秋田県南障害者就業・生活支援センター（サンワーク大曲内）
TEL:0187-88-8713

2. マイナンバーカード（個人番号カード）

平成28年1月からマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が開始されており、障害者手帳の申請や福祉サービス利用等、多くの場面でマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。

その際、マイナンバーカード（個人番号カード）があれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない場合は、通知カードと、運転免許証や旅券等の本人確認書類が必要となります。

●マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている場合

身元確認と番号確認がカード1枚で可能です。



【おもて面】



【うら面】

●マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない場合

身元確認

運転免許証またはパスポート等
(顔写真つきのもの)

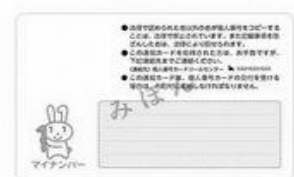


番号確認

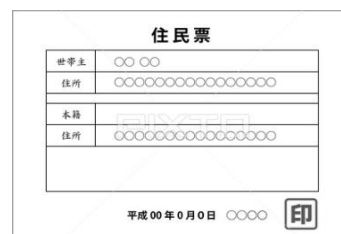
通知カードまたは住民票（個人番号付き）等



【おもて面】



【うら面】



plta.jp - 8714458

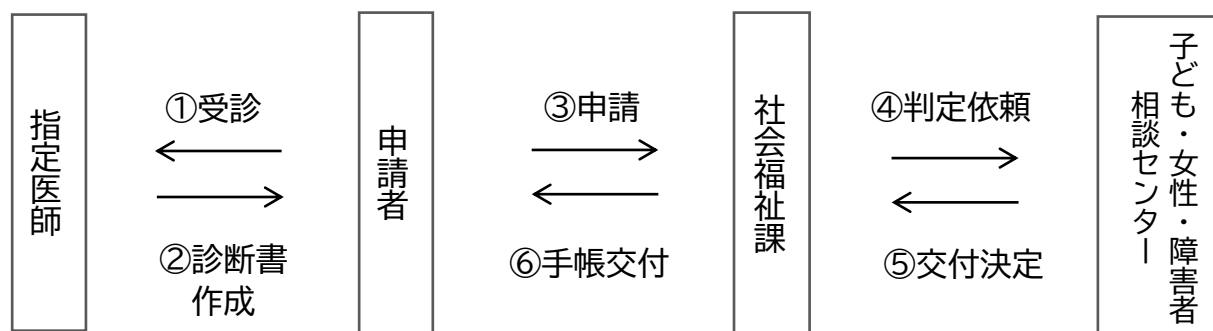
3. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

● 交付までの流れ ※手帳ができるまで1～2か月ほどかかります。



手 続 き	内 容	必 要 な も の			
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	診断書 ※3	手帳
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	○	○	○	
等級変更 障がい名追加	障害程度が変わったり、他の障害が加わったとき	○	○	○	○
居住地変更 氏名変更	住所や氏名が変わったとき	○			○
紛失	手帳を紛失したとき	○	○		
破損	手帳を破損したとき	○	○		○
返還	死亡したとき、または必要がなくなったとき	○			○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

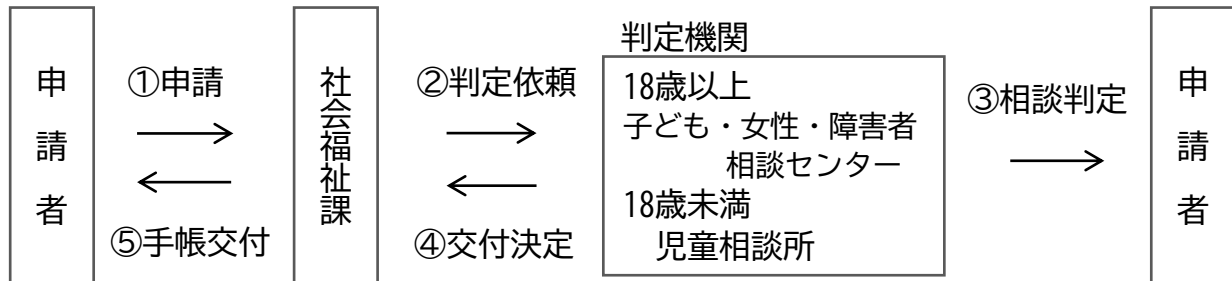
※3 診断書用紙は、社会福祉課または各支所市民サービス課にあります。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。障がいの程度により、A、Bの区分があります。

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2～3か月ほどかかります。



手続き	内 容	必要なもの		
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳 ※3
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	○	○	
更新	引き続き手帳を所持しようとするとき	○	○	○
再交付	手帳を紛失または破損したとき	○	○	
記載事項変更	本人または保護者の氏名、住所または電話番号が変わったとき	○		○
	身体障害者手帳の等級または障害名が変わったとき	○		○
返還	該当しなくなったとき			○
	再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき			○
	死亡したとき			○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

※3 他的手帳（身体・精神）をお持ちの場合は持参してください。

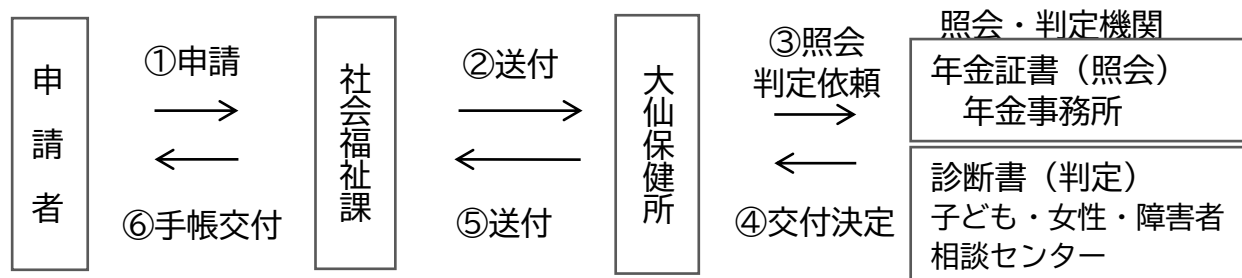
【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●手帳の有効期間 2年間（有効期限の3か月前から更新申請可）

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2か月ほどかかります。



手続き	内 容	必 要 な も の			
		診断書	マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳
新規交付	障害年金受給で初めて手帳の交付を受けようとするとき		○	○	
	診断書で初めて手帳交付を受けようとするとき	○	○	○	
更新	障害年金受給で手帳を所持しようとするとき		○	○	○
	診断書で手帳を所持しようとするとき	○	○	○	○
再交付	手帳を紛失したとき		○	○	
	手帳を破損したとき		○	○	○
記載事項変更	氏名、住所が変わったとき		○		○
返還	死亡したとき		○		○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

4. 障害福祉サービス

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障がいのある方の地域での自立した生活を支援するための制度です。

◆対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい含む）、障がい児、難病等（国が定める369疾病）に該当する方

※介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険の給付が優先されます。

サービス利用の流れ

① 相談・申請

社会福祉課または相談支援事業者にサービス利用についてご相談ください。利用したいサービスが決まったら、社会福祉課にサービス利用の申請をします。相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできます。

② サービス等利用計画作成依頼

相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画の作成を依頼します。

③ 障害支援区分認定調査等

利用申請をした方の心身の状況を総合的に判定するため、認定調査員が訪問し、現在の生活や心身の状況の聞き取り調査を行います。

④ 支援区分の認定

一次判定、医師意見書等を基に、審査会で判定が行われ、それを踏まえて支援区分が認定されます。

⑤ サービス等利用計画案提出

相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑥ 支給決定・受給者証の交付

サービスの支給量等が決定されると、市から受給者証が交付されます。

⑦ サービスの利用開始

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行い、サービス利用開始となります。実際にサービスを受けるときは、必ず受給者証を見せてください。

障害支援区分と利用可能なサービス

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護 給付	居宅介護	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助 (身体介護なし)	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助 (身体介護あり)	×	×	○ (要件あり)					
	重度訪問介護	×	×	×	×	○ (要件あり)			
	同行援護	○	○	○	○	○	○	○	
	行動援護	×	×	×	○ (要件あり)				
	療養介護	×	×	×	×	×	○ (要件あり)		
	生活介護	×	×	○ 50歳以上	○	○	○	○	
	短期入所	×	○	○	○	○	○	○	
	重度障害者等 包括支援	×	×	×	×	×	×	○	
	施設入所支援	○ (要件あり)			○ 50歳以上	○	○	○	

○：利用できる ×：利用できない

※訓練等給付には障害支援区分はありません。

※(要件あり)については、お問い合わせください。

●申請に必要なもの

①障害者手帳(※)

②マイナンバーのわかるもの

③収入の確認できるもの(年金証書、通帳、年金振込通知書等)

④難病の方は対象となる難病がわかる証明書

(診断書、特定医療費(指定難病)受給者証等)

(※) 障害者手帳

・知的障がいの方

療育手帳をお持ちでない場合は、申請前にご相談ください。

・精神障がいの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合は、障害基礎年金証書、医師の診断書、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証等をお持ちください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課(50ページ)

サービスを利用したときの費用

原則としてサービス費用の1割が自己負担ですが、世帯の所得の状況に応じて負担上限月額が決まっており、負担が重くならないようになっています。

① 18歳以上の利用負担上限月額

所得区分	対象となる方		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円未満)	居宅、通所サービス利用の場合	9,300円
一般2	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円未満)	入所施設、グループホーム利用の場合	37,200円
	市民税課税世帯 (所得割合計額が16万円以上)		

② 18歳未満の利用負担上限月額

所得区分	対象となる方		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割合計額が28万円未満)	居宅、通所サービス利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	市民税課税世帯 (所得割合計額が28万円以上)		37,200円

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【利用者負担の軽減】

■グループホーム家賃助成

障害福祉サービスのグループホーム利用者（生活保護または市民税非課税世帯）が負担する家賃を、月額1万円を上限として助成します。

ただし、家賃負担が1万円未満の場合は、その金額となります。

■高額障害福祉サービス費

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる等により、世帯における利用者負担の合計額が月の上限額を超えた場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

●申請に必要なもの

- ①サービス利用時の領収書 ②通帳

障害福祉サービスの種類と対象者

●介護給付

種 類	内 容	対象者※				
		身	知	精	児	難
居宅介護	ヘルパーが障がい者の自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、障がい者が居宅において日常生活を行うのに必要な支援を行います。	○	○	○	○	○
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で介護を必要とする方に、ヘルパーが自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	○	○	○		○
同行援護	視覚に障がいがあり移動が著しく困難である方に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援助をします。	○			○	○
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、ヘルパーが危険を回避するための必要な支援、外出の支援を行います。		○	○	○	○
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	○	○	○		○
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	○	○	○		○
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	○	○	○	○	○
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	○	○	○		○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「児」…障がい児
「難」…難病患者等

●訓練給付

種 類		内 容	対象者※			
			身	知	精	難
自立訓練	機能訓練	身体に障がいがある方に、施設もしくはサービス事業所においてまたは居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。	○	○	○	○
	生活訓練	知的、精神に障がいがある方に、施設もしくはサービス事業所においてまたは居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。	○	○	○	○
	宿泊型	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援をします。	○	○	○	○
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	○	○	○	○
就労継続支援	A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約により、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	○	○	○	○
	B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方への支援を行います。	○	○	○	○
就労定着支援		生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、雇用に伴い生じる各種問題に関する相談等の支援を行います。	○	○	○	○
自立生活援助		障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり巡回相談等適切な支援を行います。	○	○	○	○
共同生活援助		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	○	○	○	○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「難」…難病患者等

●相談支援

種 類	内 容	対象者※				
		身	知	精	児	難
計画相談支援	障がい者の心身の状況、環境、障がい者本人または家族のサービス利用の意向、利用するサービスの種類及び内容等を定めた個別支援計画を作成し、その計画に沿ってサービスの利用調整や相談支援を行います。	○	○	○	○	○
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者について、住居の確保等、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	○	○	○		○
地域定着支援	単身で生活する障がい者等について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合に相談等の対応を行います。	○	○	○		○

※「身」…身体障がい者 「知」…知的障がい者 「精」…精神障がい者 「児」…障がい児
「難」…難病患者等

●障害児通所支援

種 類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援またはこれに併せて治療を行います。 ※治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●障害児相談支援

障害児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、障がい児または保護者のサービス利用の意向、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行います。
---------	---

5. 障がい者等地域生活支援事業

地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。利用の際はお茶代等の実費負担があります。

●申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳または自立支援医療費（精神通院医療）受給者証

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
地域活動支援センターふれあい TEL:0187-63-0265

移動支援

官公庁及び金融機関での手続き、公的行事への参加、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等の外出の際に支援が必要であると認められる方に支援を行います。

●利用料

市民税課税世帯は1割負担（市民税非課税の場合は無料）

※バスやタクシー等の交通費、食事代等は自己負担

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

訪問入浴サービス

居宅での入浴が困難な重度の障がいのある方に、訪問入浴車による入浴サービスを行います。

※介護保険の認定を受けている方は介護保険が優先されます。

●利用料

原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

日中一時支援（日中短期）

家族の就労支援や日常介護している家族の負担軽減を図ることを目的として、日中において介護する方がいない場合、一時的に見守り等の支援をします。

- 利用料
原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）
- 申請に必要なもの
①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

生活サポート

障害福祉サービスが非該当の方に、月に50時間以内で必要な家事支援を行います。

- 利用料
原則として費用の1割（市民税非課税の場合は無料）
- 申請に必要なもの
①障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

通所施設交通費助成

障害福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）や地域活動支援センターを利用している方の通所にかかる費用を助成します。

- 対象者
 - ・自家用自動車で通所している方（家族による送迎を含む）
 - ・電車やバス等の公共交通機関を利用している方
- 助成額
自宅から通所施設までの往復距離数×通所日数×1kmあたり10円
※月額5,000円を超える場合は5,000円を上限とします。
※開所日数の2分の1以上通所している月のみ助成対象となります。
- 申請に必要なもの
①障害者手帳 ②通帳

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

6. 補装具・日常生活用具

補装具の支給

身体上の障がいを補うための用具（補装具）の購入や修理に要する費用を支給します。ただし、一定以上の所得がある世帯は助成対象外となります。

補装具の種類により必要書類が異なりますので、**必ず事前にご相談ください。**

※介護保険の要介護認定の対象となる方は、介護保険の給付が優先されます。

※車いす、義肢、装具は巡回相談（交付・修理申請のための相談会）があります。

●対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・難病患者の方 等

●補装具の種類

障がい種別	補装具の種類（例）
視覚障がい者（児）	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器
肢体不自由者（児）	義肢（義手、義足）、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由者（児）および音声・言語機能障がい者（児）	重度障がい者用意思伝達装置
内部障がい	車いす、電動車いす
障がい児	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便保持具

●利用者負担額

原則として費用の1割が自己負担。ただし所得に応じた負担上限額があります。

所得区分	世帯収入の状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②医師の意見書
- ③見積書
- ④マイナンバーのわかるもの
- ⑤課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。所得に応じて負担の上限額が決められています。

所得の低い方については利用者負担が無料となります。

※身体障害者手帳の交付を受けている方は、補装具費の支給制度が優先されます。

●対象者

両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、手帳の交付対象とならない児童。ただし、医師が必要と認めた場合、30dB未満についても対象となります。

●利用者負担額

原則として、費用の1割が自己負担。

ただし、「電池交換、イヤモールドの交換」のみの場合は全額自己負担になります。

●補聴器の種類

名称	価格に含まれるもの
軽度・中度難聴用ポケット型	①補聴器本体（電池含む）
軽度・中度難聴用耳かけ型	②イヤモールド
高度難聴用ポケット型・耳かけ型	（イヤモールドを必要としない場合は、基準となる価格から9,000円を除く）
重度難聴用ポケット型・耳かけ型	
耳あな型（レディメイド）	
耳あな型（オーダーメイド）	補聴器本体（電池含む）
骨導式ポケット型	①補聴器本体（電池含む）②骨導レシーバー ③ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	①補聴器本体（電池含む） ②平面レンズ （平面レンズを必要としない場合は、基準となる価格から1枚につき3,600円を除く）
軟骨伝導補聴器 （障がいの現症、生活環境その他真にやむを得ない事由により、他の補聴器で対応できない場合に限る。）	補聴器本体（電池含む）
補聴援助システム （50dB以上70dB未満の障がい児のみ）	①受信機 ②ワイヤレスマイク（電池含む） ③オーディオシュー

●申請に必要なもの

- ①医師の意見書 ②見積書 ③マイナンバーのわかるもの
- ④課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

難聴者補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

※身体障害者手帳の交付を受けている方は、補装具費の支給制度が優先されます。
購入前にご相談ください。

●対象者

両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、手帳の交付対象とならない18歳以上の方。

●助成額

補聴器購入費の2分の1（最大5万円）

補聴器購入費には、補聴器本体のほか、付属品を含みます。ただし、修理、部品の交換及び調整等の費用は含みません。

●対象となる補聴器

管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し適合状態が確認された補聴器に限ります。

●申請に必要なもの

- ①医師の意見書 ②見積書
- ③課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

電子白杖購入費の助成

視覚障がい者用の電子白杖を購入する際の費用を助成します。（所得制限あり）
購入前にご相談ください。

●対象者

- ・大仙市内に住所を有する方
- ・身体障害者手帳の視覚障がい1級、2級の方

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳 ②見積書 ③マイナンバーのわかるもの
- ④収入金額を確認できる書類（最近転入された方）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

日常生活用具の給付

障がいのある方や難病患者の方の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。ただし、一定以上の所得がある世帯は対象外となります。

必ず事前にご相談ください。

※介護保険の要介護認定等の対象となる方は、介護保険の給付が優先されます。

●利用者負担額

原則として費用の1割は自己負担。ただし世帯の所得状況や用具の品目によって異なります。

●基準額

それぞれの品目について給付対象となる基準額が決まっていますので、事前にお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②見積書 ③マイナンバーのわかるもの
- ④課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

●日常生活用具給付品目一覧

区 分	等 級	品 目
視覚	1・2	視覚障がい者用ポータブルレコーダー
		盲人用時計（触読・音声）
		点字タイプライター
		電磁調理器
		盲人用体温計（音声式）
		盲人用体重計
		歩行時間延長信号機用小型送信機
		視覚障がい者用活字文書読上げ装置
		点字ディスプレイ
		点字器（標準型）
		点字器（携帯用）
	-	点字図書
		視覚障がい者用拡大式読書器
暗所視支援眼鏡		
視覚・上肢	1・2	情報通信支援用具
聴覚	2	聴覚障がい者用屋内信号装置
	-	聴覚障がい者用情報受信装置
聴覚・言語	-	聴覚障がい者用通信装置
	1・2	福祉電話（貸与）
下肢・体幹	1・2	便器
		特殊寝台
		入浴担架
		体位変換器
		移動用リフト
		訓練いす
		訓練用ベッド
	1	特殊マット
		特殊尿器
	-	入浴補助用具
平衡・下肢・体幹	-	移動・移乗支援用具
	-	頭部保護帽
	1・2・3	T字・棒状のつえ
上肢	1・2	特殊便器
下肢・体幹 ほか	1・2・3	居宅生活動作補助用具
音声・言語・肢体	-	携帯用会話補助装置
喉頭摘出者	-	人工喉頭（電動式）
		人工鼻
じん臓	1・3	透析液加温器
排尿機能	-	収尿器
ぼうこう又は直腸	-	ストマ用装具（消化器系・尿路系）

区 分	等 級	品 目
肢体	重度（※1）	紙おむつ等
呼吸器	1・3	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器
	－	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
	－	非常用電源等（発電機・蓄電池・DC／ACインバーターのいずれか1種類）
その他	－	酸素ボンベ運搬車
	1・2	火災警報器、自動消火器
重度知的障がい（療育手帳A）		頭部保護帽、特殊マット、特殊便器、火災警報器、自動消火器
知的		電磁調理器
精神（てんかん）		頭部保護帽

（※1）おおむね3歳未満で発症した脳性麻痺等による四肢の機能障がいや体幹の機能障がいのある者・見及び療育手帳を所持しており、常時おむつの使用が必要な障がい児

【居宅生活動作補助用具（1回限り、20万円限度）】

●内容

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え

●対象者

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する障がい3級以上（特殊便器の取替えは上肢2級以上）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。購入前に必ずご相談ください。

●対象品目

便器	特殊尿器	紫外線カットクリーム
特殊マット	体位変換器	ネブライザー（吸入器）
特殊便器	車椅子	パルスオキシメーター
特殊寝台	頭部保護帽	ストマ装具（消化器系）
歩行支援用具	電気式たん吸引器	ストマ装具（尿路系）
入浴補助用具	クールベスト	人工鼻

●利用者負担額

世帯の所得に応じた負担額があります。

●申請に必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

7. 医療の助成

自立支援医療制度

(1) 精神通院医療の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部を公費で負担します。

また、症状がほとんど消失している方でも、再発を予防するために通院治療を続ける必要がある場合には対象となります。

●対象となる精神疾患

1	病状性を含む器質性精神障害
2	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
4	気分障害
5	てんかん
6	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
7	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
8	成人の人格及び行動の障害
9	精神遅滞
10	心理的発達の障害
11	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

●新規申請に必要なもの

- ①医師の診断書
- ②健康保険証（対象者と同じ種類の健康保険証をお持ちの方全員分）
- ③本人の非課税収入（年金等）の確認書類（年金証書、年金振込通知等）
- ④マイナンバーのわかるもの
- ⑤課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

(2) 更生医療の給付

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、障がいの程度を軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

●対象となる医療の例

視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術等
聴覚障がい	外耳道形成術、人工内耳埋込術等
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭等
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学・作業療法等
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈・冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術等
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法等
小腸機能障がい	中心静脈栄養法等
肝臓機能障がい	肝臓移植術、抗免疫療法
免疫機能障がい	抗H I V療法、免疫調整療法等

●新規申請に必要なもの

- ①医師の診断書
- ②健康保険証（対象者と同じ種類の健康保険証をお持ちの方全員分）
- ③本人の非課税収入（年金等）の確認書類（年金証書、年金振込通知等）
- ④マイナンバーのわかるもの
- ⑤課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

(3) 育成医療の給付

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が、その障がい除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を指定医療機関で受ける際の医療費の一部を公費で負担します。

●対象となる医療の例

肢体不自由	○先天性股関節脱臼、内反足、脊椎側彎症等に対する関節形成術、義肢装着のための切断端形成術等
視覚障がい	○白内障、先天性緑内障等 → 手術等
聴覚・平衡機能障がい	○先天性耳奇形 → 形成術（聴覚平衡機能障がいの除去・軽減する手術等であること） ○高度難聴 → 人工内耳埋込術
音声・言語・そしゃく機能障がい	○口蓋裂等 → 形成術 ○唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴う方であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方 → 歯科矯正
心臓機能障がい	○先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術 ○後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術 ◎心臓移植術後の抗免疫療法
じん臓機能障がい	◎腎機能障がい → 人工透析療法 ◎腎移植術(抗免疫療法含む)
小腸機能障がい	◎中心静脈栄養法
肝臓機能障がい	◎肝臓移植術後の抗免疫療法
免疫機能障がい	◎抗H I V療法、免疫調節療法、その他H I V感染症に対する治療
その他の先天性内臓障がい	○先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睾丸）、漏斗胸等 → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

◎印は、疾病、症状等から高額治療継続者に該当するもの

●新規申請に必要なもの

- ①医師の意見書
- ②健康保険証（対象者と同じ種類の健康保険証をお持ちの方全員分）
- ③身体障害者手帳（お持ちの方）
- ④マイナンバーのわかるもの
- ⑤課税（非課税）証明書（大仙市で課税状況が確認できない方のみ）

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自立支援医療の利用者負担額

治療に要した費用の1割は自己負担となりますが、世帯の所得に応じて1か月あたりの自己負担上限額が決められています。

なお、入院時の食事代は原則として自己負担となります。

● 1か月あたりの自己負担上限額

世帯の所得区分		更生医療 精神通院医療	育成医療	高額治療継続者 (重度かつ継続)※1
生活保護	生活保護世帯	0円	0円	
低所得1	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下	2,500円	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円超	5,000円	5,000円	
中間所得層1	市民税課税世帯で市民税所得割額が3万3千円未満	医療保険の自己負担限度額と同じ	5,000円 ※2	5,000円
中間所得層2	市民税課税世帯で市民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同じ	10,000円 ※2	10,000円
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税所得割額が23万5千円以上	制度の対象外		20,000円 ※2

※1 高額治療継続者（重度かつ継続）の範囲

○ 疾病等から対象となる方

- ・ 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症）
- ・ 精神医療に一定の経験を有する医師が判断した方
- ・ じん臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい

○ 疾病等にかかわらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

- ・ 医療保険から支給される高額療養費が多数該当の方

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「高額治療継続者」の方に対する経過措置は、令和9年3月31日まで延長

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

福祉医療費制度（障がい者区分）

大仙市に住所があり、対象要件を満たす方に対して、医療費の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

県内医療機関の窓口で、制度の受給者であることの証書（福祉医療費受給者証）を健康保険証と一緒に提示することで助成が受けられます。

県外の医療機関の場合は、自己負担額の支払い後、申請により保険診療の自己負担額（全額または一部）が払い戻されます。

福祉医療制度および福祉医療費受給者証について、大仙市内の医療機関等では一般的に「マル福」と呼ばれています。

●対象者

市内に住所を有し、以下に該当する方

- ・身体障害者手帳1～3級を持っている方
 - ・療育手帳Aを持っている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療費（精神通院）受給者証の両方を持っている方（R6.8月から）
- ※社会保険本人のみ所得制限あり

- ・65歳以上で身体障害者手帳4～6級を持っている方

※社会保険本人は該当せず。

※所得制限あり

「社会保険本人」とは、国民健康保険、国保組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している本人（被保険者）をいいます。

【問い合わせ先】 保険年金課保険班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は原則として75歳以上の方が対象ですが、一定の障がいがあると認定された方は、申請により65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

●対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～3級及び4級認定の一部
（音声機能、言語機能、下肢1、3、4号）
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ・障害年金1級、2級

【問い合わせ先】 保険年金課保険班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）
秋田県後期高齢者医療広域連合 TEL:018-853-7155

8. 日常生活の援助、各種助成

自動車改造費の助成

身体に障がいのある方の就労、通学及び通院等に必要な自動車のハンドル、アクセル等の改造に要する経費を助成し、社会参加の促進を図ります。

※改造前に必ずご相談ください。

●対象者

- ・身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹機能障がい）1級、2級
- ・自動車運転免許を有している方
- ・障がい者本人が所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方
- ・前年の所得金額が基準以下である方

●助成額

改造に直接要した費用の3分の2（最大10万円）

※助成は一人1車両につき1回限りとなります。

●助成対象

ハンドル、アクセル等の改造 ※車いすのリフト等は対象外

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②運転免許証
- ③自動車検査証
- ④通帳
- ⑤見積書（改造箇所及び改造経費が確認できるもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自動車運転免許取得費用の助成

自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

※自動車学校へ入校する前にご相談ください。

●対象者

- ・運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等のため免許を取得しようとする方
- ・身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方

●助成額

自動車の免許の取得に直接要した費用の3分の2（最大10万円）

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②運転免許証
- ③通帳
- ④領収書

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自動車運転免許の取得

一定の病気や身体障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続等について、下記問い合わせ先で相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

秋田県警察本部運転免許センター 行政処分（安全運転相談）係
TEL: #8080 (018-824-0660) (月曜～金曜 8時30分～17時)

駐車禁止の対象除外

身体に障がいのある方等で、歩行が困難な方が使用する車両は、指定された駐車禁止の交通規制から除外される標章を受けることができます。

【問い合わせ先】 大仙警察署 TEL:0187-63-3355

タクシー・バス利用券の交付

大仙市に住所がある在宅の障がい者にタクシー・バス利用券を交付しています。
※自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（軽自動車税）種別割（38ページ）が減免された方と人工透析通院費の助成（29ページ）を受けている方には交付されません。

●対象者

次の手帳をお持ちの方（施設に入所している場合は対象外）

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・身体障害者手帳3級（下肢、体幹、呼吸器、視覚障がい、人工透析のいずれかに限る）
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

●交付金額

年間12,000円分(額面100円券×120枚)

譲渡や紛失等による再交付はしませんのでご注意ください。

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②特定疾病療養受療証（人工透析を受けている方）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

人工透析通院費の助成

腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるために通院に要した交通費の一部を助成します。

●対象者

居住地から医療機関までの距離が片道5 km以上で、タクシー・バス利用券の交付（28ページ）を受けていない方

●助成額

居住地から医療機関までの往復距離数×通院回数×1 kmあたり10円

●申請に必要なもの

①身体障害者手帳 ②特定疾病療養受療証 ③通帳（障がい者本人名義）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

成年後見制度

成年後見制度は、障がい等により判断能力が不十分な方が、日常生活において不利益のないように、権利と財産を守り支援する制度です。

市では、低所得者が家庭裁判所に成年後見等を申し立てる際の費用助成等、成年後見制度の利用を支援しています。

【問い合わせ先】 ・知的障がい、精神障がいの方は
社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
・高齢者の方は
高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111

温泉ふれあい入浴サービス券の交付

在宅の障がい者等に温泉入浴券を交付しています。（年間12枚）
※大仙市内の対象温泉施設のみで利用できます。

●対象者

- ・80歳以上の高齢者（無料券）
- ・70～79歳の高齢者（半額券）
- ・60～69歳の障害者手帳の交付を受けている方（半額券）

●申請に必要なもの

- ・障害者手帳

【問い合わせ先】 高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

高齢者等雪対策総合支援

自力での除雪が困難で、親族から援助を得ることができない在宅の障がい者等の世帯に対し、除雪に伴う費用の一部を助成します。

費用の助成方法については、担当へお問い合わせください。

●助成要件

- ・市内に住所を有し、現に居住している方
- ・居住している方のみで除雪することが困難で、なおかつ、二親等以内の親族から除雪の援助を得ることができない方（経済的な援助を含む）

●対象世帯（生活保護世帯を除く）

- ・70歳以上の高齢者
- ・障がい、介護の認定者
- ・児童扶養手当受給者
- ・義務教育修了前の子ども等で構成される世帯

●対象となる除雪の内容

間口除雪、屋根の雪下ろし、住宅周りの除雪

●申請に必要なもの

- ・障害者手帳

【問い合わせ先】 高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣

聴覚・言語に障がいがある方の日常生活や社会におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、次の用務において意思疎通支援者を派遣します。

派遣用務	具体例	通訳場所
生命及び健康の維持に関すること	診察、治療、検診、手術、健康相談等	病院、保健所、診療所等
権利の保持に関すること	相続、示談交渉、取調、契約、人権侵害等	裁判所、警察、法務局等
事業及び仕事に関すること	就職試験、労働条件に関する仲裁、求職相談等	ハローワーク、労働基準監督署等
人間関係に関すること	家族、親戚、地域集会、結婚式、葬式等	自宅、公民館、式場等
住まいに関すること	住宅、土地購入、新築、改築、住宅入居等	自宅、不動産会社、住宅会社等
教育及び保育に関すること	入園・入学・卒業式、PTA、説明会等	学校、幼稚園、保育所等
技術取得に関すること	適性検査、運転免許取得、技術取得等	自動車学校、警察、訓練所、事業所等
各種会議に関すること	会議等	会館等
公的機関での手続に関すること	確定申告、各種割引、年金、手当等	年金事務所、郵便局、税務署等
その他	社会生活上、手話通訳が必要不可欠と認められるもの	

●派遣できない内容

- ・政治活動、宗教活動、営利活動に関する通訳はお受けできません。
- ・会議、研修会、講演会等の記録は一切お受けできません。

●依頼受付時間

- ・月曜～金曜（8時30分～17時15分）は、通訳派遣の担当職員や通訳者がいます。
- ・時間外、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は依頼受け付けのみとなります。

※事前に予定がわかっている場合は、できるだけ早く申し込みをしてください。後から参加が難しくなった場合、取り消しをしてもかまいません。

※できるだけ1週間前までに申し込みをしてください。直前のご依頼の場合、対応ができない場合がありますのでご了承ください。

●通訳依頼の申し込み方法

F A X、T E L、文書または来所にて申し込みをしてください。

- ①日時・通訳の時間
- ②場所・待ち合わせ場所・待ち合わせ時間
- ③内容
- ④聴覚障がいの方の名前（団体の場合は人数）
- ⑤連絡先（F A X・T E L）
- ⑥要約筆記者への事前資料
- ⑦要約筆記の方法（手書き、パソコン等）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
FAX:0187-63-8811

◆秋田県聴覚障害者支援センター

聞こえに障がいのある方等の相談支援事業、情報やコミュニケーション支援等を行っています。センターはどなたでもご利用になれます。

※大仙市に居住している方が手話通訳・要約筆記の派遣を利用する場合は、社会福祉課障がい者支援班及び各支所市民サービス課が窓口となっています。

【問い合わせ先】 秋田県聴覚障害者支援センター TEL:018-874-8113
FAX:018-862-1820

9. 手当・年金

特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給される手当です。次の1～7の障がいがあるか、それと同程度以上の状態であり、国で定める基準に該当する方が対象です。障がいの状態を確認するため、申請後、家族の立会いのもと調査を行います。

◆障がいの範囲と程度

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。
- 2 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
- 3 両上肢に著しい障がいを有するもの、または両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることが出来ない程度、または立ち上がることが出来ない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの

●支給額

月額28,840円（令和6年4月現在）

●支給月

2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込み）

※申請のあった月の翌月分から支給の対象となります。

●支給要件

- ・施設（特別養護老人ホーム）に入所していないこと
- ・病院等（老人保健施設含む）に3か月を超えて入院していないこと 等
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること 等

●申請に必要なもの

- ①診断書 ②通帳（障がい者本人名義） ③障害者手帳（お持ちの方）
- ④障害基礎年金証書または年金振込通知書（本人のみ）
- ⑤マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給される手当です。次の1～10の障がいがあるか、それと同程度以上の状態であり、国で定める基準に該当する方が対象です。

申請をする前にお問い合わせください。

◆障がいの範囲と程度

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの。
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの
- 10 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

●支給額

月額15,690円（令和6年4月現在）

●支給月

2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込み）

※申請のあった月の翌月分から支給の対象となります。

●支給要件

- ・施設入所していないこと
- ・障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと 等
- ・扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること 等

●申請に必要なもの

- ①診断書
- ②通帳（障がい児本人名義）
- ③障害者手帳（お持ちの方）
- ④マイナンバーのわかるもの

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを事由として公的年金を受けることができる場合は支給されません。

●支給額（所得に応じて支給停止の場合あり） ※手当額は毎年見直されます。

1級（重度）児童1人につき月額55,350円（令和6年4月現在）

2級（中度）児童1人につき月額36,860円（令和6年4月現在）

●支給時期

4・8・11月に指定の口座に振り込み（申請のあった月の翌月分から支給の対象）

●申請に必要なもの

①請求者及び対象児童の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③振込先口座申出書

④診断書（身体障害者手帳または療育手帳により省略できる場合有）

⑤マイナンバーのわかるもの（請求者、対象児童、扶養義務者のもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課（50ページ）

児童扶養手当

父または母が一定の障がいの状態にある児童（18歳になる年の年度末までの児童、または20歳未満で国の定める障がいの状態にある児童）を養育している方に支給されます。

ただし、国内に住所がない場合や、児童が福祉施設等に入所している場合は支給されません。

●支給額（所得に応じて支給停止の場合あり） ※手当額は毎年見直されます。

1人目の児童 月額45,500円～10,740円

2人目の児童 月額10,750円～5,380円

3人目以降1人につき 月額6,450円～3,230円

●支給時期

1・3・5・7・9・11月に指定口座に振り込み（申請のあった月の翌月分から支給の対象）

●申請に必要なもの

①請求者及び対象児童の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③請求者名義の通帳

④診断書 ⑤マイナンバーのわかるもの（請求者、対象児童、扶養義務者のもの）

【問い合わせ先】 こども家庭センター家庭支援班 TEL:0187-73-6811

各支所市民サービス課（50ページ）

障害基礎年金（国民年金）

国民年金加入中に病気やけがで一定の障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等により政令で定められている障がい（国民年金の障がい等級1級、2級）の状態になった場合に、障害基礎年金が支給されます。

◆受給要件

- 1 初診日において、国民年金の被保険者であること。または被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所のある方。
- 2 初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。または、初診日が令和8年3月末日までにあるときは、初診日において65才未満で、初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
- 3 障害認定日（初診日より1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること。
- 4 20歳前に初診日がある場合は、20歳に到達したとき「3」の要件を満たしていること。ただし、本人の所得制限あり。

●支給額（令和6年4月現在）

1級…年額1,020,000円 2級…年額816,000円

●子の加算額

第1子・第2子 …1人につき234,800円
第3子以降 …1人につき78,300円

【問い合わせ先】 保険年金課年金班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

※障害厚生年金については大曲年金事務所にお問い合わせください。

TEL:0187-63-2296

◆特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 保険年金課年金班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛金を納付することにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

●加入対象者

次のいずれかの方を扶養している県内在住の65歳未満の保護者

①知的障がい者

②身体障がい者（1級～3級）

③精神または身体に永続的な障がいのある方で①及び②と同程度と認められる方

●掛金

1口につき月額9,300円～23,300円（加入時の年齢で額が決まります。）

●支給額

1口当たり月20,000円

●申請に必要なもの

①障害者手帳 ②加入者と障がい者の住民票

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自動車事故被害者援護制度

自動車による交通事故が原因で「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がい残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給する制度です。

●介護料等の支給

支給額（月額）は認定された種別ごとに

特Ⅰ種 85,310円～211,530円

Ⅰ種 72,990円～166,950円

Ⅱ種 36,500円～83,480円

●交通遺児等生活資金貸付

交通遺児等の方に育成資金を無利子で貸付けします。

【問い合わせ先】 独立行政法人自動車事故対策機構 秋田支所 TEL018-863-5875

10. 税金の控除・減免・公共料金の割引

所得税・市県民税の控除

障がい者が所得税・市県民税の納税者本人または納税者の同一生計配偶者・扶養親族である場合、次の額が所得から控除されます。

区分	障がいの程度	控除額	
		所得税	市県民税
障害者控除	(1) 身体障害者手帳3～6級 (2) 療育手帳B (3) 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除	(1) 身体障害者手帳1～2級 (2) 療育手帳A (3) 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族が同居の場合	75万円	53万円

※障がい者本人の所得が135万円以下の場合、市県民税は課税されません。

【問い合わせ先】

- <所得税> 大曲税務署 TEL:0187-62-2191
- <市県民税> 税務課市民税班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課 (50ページ)

自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（軽自動車税）種別割の減免

4月1日現在で次の表に当てはまる場合は、自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（軽自動車税）種別割が減免されます。障がい者1人につき、普通車または軽自動車いずれか1台に限ります。

※タクシー・バス利用券（28ページ）との併用はできません。

●対象となる車両

所有者（納税義務者）	運転者	使用目的
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	障がい者本人	日常生活等
・身体障がい者 (18歳未満は同居家族の所有も可) ・知的、精神障がい者 (同居家族の所有も可)	同一生計者	障がい者の通学、通院、通所等
	常時介護者※	障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の通学、通院、通所等

※障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方に限る。

●対象者

障がいの区分		障がい者本人が運転	家族や常時介護者が運転
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級～4級	1級～4級
	聴覚障がい	2級・3級	2級・3級
	平衡機能障がい	3級	3級
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出のみ）	なし
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢 1級・2級 （一上肢のみの運動機能障がいを除く）	上肢 1級・2級 （一上肢のみの運動機能障がいを除く）
		移動 1級～6級	移動 1級～3級 （3級の場合、一下肢のみの運動機能障がいを除く）
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸	1級・3級	1級・3級
	ぼうこう・直腸	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
療育手帳	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※身体に複数の障がいがある方は、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」をそれぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記に当てはまる場合は減免の対象となります。

●減免申請の手続き期間

- (1) 減免申請する年度の4月1日午前0時現在で所有している自動車に自動車税種別割の減免を受ける方
 - ・その年度の4月1日から自動車税種別割の納期限までに申請してください。
- (2) その年度の4月1日以後に取得する自動車に自動車税種別割や（軽）自動車税環境性能割がかかる場合に減免を受ける方
 - ・申告を行う際に「自動車税（環境性能割・種別割）申告書」または「軽自動車税環境性能割申告書」の提出と同時に申請してください。
- (3) 軽自動車税種別割で減免を受ける方
 - ・減免申請する年度の5月1日から軽自動車税種別割の納期限までに申請してください。（毎年申請が必要です。）

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳等 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証
- ④生計を一にする家族の方が運転する場合：生計同一証明書※
- ⑤常時介護する方が運転する場合：常時介護証明書※
- ⑥（軽自動車税種別割の減免申請時）所有者（納税義務者）のマイナンバーのわかるもの

※④⑤の申請先は、市社会福祉課または各支所市民サービス課

●生計同一証明書、常時介護証明書申請に必要なもの

- ①障害者手帳等 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証

【問い合わせ先】

<自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割>

秋田県総合県税事務所課税第四課 TEL:018-860-3339

<軽自動車税種別割>

税務課市民税班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課（50ページ）

<生計同一証明書・常時介護証明書>

社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課（50ページ）

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、もしくは身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方を乗せて有料道路を通行する場合は、通常料金の半額になります。

対象者	対象となる自動車の範囲	割引率
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有する場合	5割
第1種身体障害者手帳または療育手帳Aをお持ちの方	介護者が運転し、障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有する場合	

● ETCノンストップ走行で割引を受けるためには、事前に手帳と車両の登録が必要です。

● 事前登録されていない自動車（親戚や知人等の所有する自動車、レンタカー、タクシー（要介護者のみ）など）でも、一般レーン、混在レーンまたはサポートレーンで手帳を提示することにより割引が受けられます。ただし、割引を受けるためには市において申請手続きを行い、身体障害者手帳または療育手帳に専用シールの貼付が必要になります。

※営業車両は割引の対象外です。

● 手続き

① 事前に、社会福祉課で割引の申請手続きをしてください。

② ETCノンストップ走行で割引を受けるためには、①の手続きに加えて、社会福祉課で発行する「ETC利用対象者証明書」を所定の窓口へ送付してください。後日、割引適用日が通知されます。

（適用日以前はETCノンストップ走行での割引は受けられません。）

● 申請に必要なもの

① 身体障害者手帳または療育手帳

② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）

③ 自動車検査証

④ ETCカード（本人名義。18歳未満は親権者名義でも可）

⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※④及び⑤はETC利用の場合のみ必要

● ETC利用申請される方は、オンライン申請が可能になりました。詳しくは、オンライン申請受付サイトをご覧ください。

有料道路における 障害者割引制度のオンライン申請 (expressway-discount.jp)

【問い合わせ先】

<申請について> 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課 (50ページ)

<制度について> NEXCO東日本お客さまセンター TEL:0570-024-024

交通運賃の割引

(1) JR運賃

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、以下のとおり割引が受けられます。

対象者	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※乗車券の購入時または改札を通る際には、駅員に手帳を提示してください。手帳を持っていないと割引になりませんのでご注意ください。

※JRと私鉄等、他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※私鉄の割引はJRに準じていますが、各私鉄会社へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 JR東日本お問い合わせセンター TEL:050-2016-1600
(受付時間 6時~24時)

(2) バス運賃

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や介護者のバス運賃や定期券の金額が割引になります。割引率はバス会社によって異なりますので、乗車するバス会社へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 各バス会社

(3) タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗車した際に提示すると、タクシー運賃が1割引きになります。

【問い合わせ先】 各タクシー会社

(4) 航空運賃

満12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が国内線を利用する場合、お持ちの手帳を航空券購入窓口で提示すると、本人及び介護者1名に対し、割引を受けることができます。割引率は航空会社によって異なりますので、搭乗する航空会社へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 各航空会社

携帯電話基本使用料等の割引

障がいのある方が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者用料金プランの利用ができます。

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●割引内容

ご利用の携帯電話会社にお問い合わせください。

NHK放送受信料の免除

次に該当する場合、NHK放送受信料の免除を受けることができます。

全額免除 (障がい者が世帯構成員)	・身体、知的又は精神の障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除 (世帯主が受信契約者)	・世帯主が視覚、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合 ・世帯主が身体障害者手帳1級、2級の場合 ・世帯主が知的障がいと判定された場合(療育手帳A) ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

●申請に必要なもの

①障害者手帳 ②印鑑 ③課税(非課税)証明書(大仙市で課税状況が確認できない方のみ)

【問い合わせ先】 NHKふれあいセンター TEL:0570-077-077
社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課(50ページ)

NTT無料番号案内（ふれあい案内）

下記に該当する電話帳の利用が困難な方に、無料で電話番号を案内します。
（事前に登録が必要です。）

手帳区分	障がいの程度
身体障害者手帳	視覚障がい 1級～6級 肢体不自由 1級及び2級 （上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい） 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級 音声・言語・そしゃく機能障がい 3級、4級
療育手帳	A及びB
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級

【問い合わせ先】 ふれあい案内事務局 TEL:フリーダイヤル 0120-104174
FAX:フリーダイヤル 0120-104134

11. 暮らしの情報

郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がい等があり、次に該当する方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度が利用できます。

身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1～2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分	要介護5

◆代理記載

上記に該当する方で、自ら記載をすることができない方のうち、次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票の代理記載をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい等級が1級の方
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい等級が特別項症～第2項症の方

◆手続方法

あらかじめ市選挙管理委員会に自らが署名した「郵便等投票申請書」を提出し「郵便等交付証明書」の交付を受ける必要があります。

※点字による投票は認められていません。

【問い合わせ先】 大仙市選挙管理委員会事務局
TEL:0187-72-2167 FAX:0187-72-3299

車いすの貸し出し

ケガや通院等で一時的に車いすが必要な在宅の方に、車いすを短期間無料でお貸しします。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

声の広報・点字広報

視覚に障がいのある方に、市の広報紙「だいせん日和」をデージーに録音した「声の広報」や点字にした「点字広報」をお届けします。ご希望の方はご連絡ください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

生活福祉資金の貸付制度

次の表にある生活福祉資金の貸付相談を受け付けています。
貸付対象、貸付限度額、貸付利率、償還期間等はお問い合わせください。

資金の種類	資金の目的
①総合支援資金	・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
②福祉資金	・福祉費（用途の一部） 住宅の増改築や補修の経費 福祉用具や障がい者用自動車の購入経費 介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費 ・緊急小口資金 緊急かつ一時的な生計維持のための少額貸付
③教育支援資金	・教育支援費 ・就学支度費 高校、大学等の就学や入学に際し必要な経費
④不動産担保型生活資金	・不動産担保型生活資金 ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【問い合わせ先】 大仙市社会福祉協議会 TEL:0187-63-0277

NET119（ネット イチイチキュー）

聴覚や発話等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方のためのスマートフォン等から文字会話で通報可能な登録制サービスです。

◆対象となる方

大仙市・仙北市・美郷町のいずれかに住所を有する方。

身体障害者手帳の交付を受け、聴覚機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいにより音声で会話することが困難で、文字情報等による意思疎通が可能な方。

（身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、対象となる場合もあります。）

【問い合わせ先】 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 通信指令課 TEL:0187-63-0344

12. 文化・レクリエーション

秋田県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツ大会を、毎年1回開催しています。

●対象者

- ・身体障がいのある方（内部障がいの方は参加できない場合もあります。）
- ・知的障がいのある方
- ・精神障がいのある方

●競技種目

- ・陸上競技
- ・水泳
- ・アーチェリー
- ・一般卓球
- ・サウンドテーブルテニス
- ・ボウリング
- ・フライングディスク
- ・バレーボール（精神障がい）
- ・ボッチャ

【問い合わせ先】 一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会 TEL:018-864-2750

体育施設料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を受付で提示すると、利用料金が免除されます（照明や暖房等は免除対象外）。

該当施設及び利用料金等、詳細についてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 スポーツ振興課 TEL:0187-63-1111

13. 障がいに関する主なマーク

	障がい者のための国際シンボルマーク
	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークは車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	身体障がい者標識
	<p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は道路交通法違反となります。</p>
	聴覚障がい者標識
	<p>聴覚に障がいのあることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は道路交通法違反となります。</p>
	盲人のための国際シンボルマーク
	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。</p>
	耳マーク
	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は外見ではわかりにくいいため、このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>
	ほじょ犬マーク
	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、補助犬の受け入れが義務づけられています。</p>
	オストメイトマーク
	<p>オストメイトとは、がん等で人工肛門・人工ぼうこうを造設している排せつ機能に障がいのある方のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p>
	ハート・プラスマーク
	<p>「身体内部に障がいがある方」を表しています。内部障がいがある方は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方は、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望している場合があります。</p>
	ヘルプマーク
	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。</p>

14. 手話を試してみませんか！？

おはよう



こぶしを作り、こめかみあたりに当て、あごの方向に下ろす。

こぶしを枕にたとえ、朝起きるときに枕を外す様子。「朝」「起きる」も同じ表現。

こんにちは



人差し指と中指を立てて、ひたいの中央にあてる。

2本の指を時計の短針と長針に例えて、12時の位置に。「昼」「正午」も同じ表現。

こんばんは



手のひらを前に向け、両手を顔の前で左右から交差させる。

「夜」「暗い」も同じ表現。交差させた両手で闇に包まれる様子を示す。

わかる



手のひらで胸のあたりを軽くたたく。

「知っている」「了解」も同じ表現。

さようなら



手のひらを前に向けて振る。

バイバイとあいさつをする様子を示す。

ありがとう



手刀を切るように、片一方の手でもう片一方の手の甲をトンとたたく。

感謝の気持ちを込めた表情をして、頭を軽く下げながら表現をする。

ごめんなさい



親指と人差し指で眉間をつまむようにし、指を開きながら前に出す。

申し訳なさそうな表情をしながら眉間にしわを寄せる様子を表現する。

15. 関係機関の連絡先

1. 大仙市役所 〒014-8601 大曲花園町1-1 (代表電話 0187-63-1111)

名 称		内線番号	F A X番号
社会福祉課	障がい者支援班	172・174・175・181	0187-63-8811
	地域福祉班	161・162	
高齢者包括支援センター	高齢者支援班	167・178	
こども政策課	こども政策班	153・168・193	
子育て支援課	子育て支援班	102・103・128・129・150	
税務課	市民税班	108・111・112・113・114・118	0187-63-1119
保険年金課	保険班	104・105・109	0187-63-1311
	年金班	143・147・110	

大仙市健康福祉会館内2階 〒014-0027 大曲通町1-14 (代表電話 0187-73-6811)

名 称		内線番号	F A X番号
こども家庭センター	母子保健班	241・242・243	0187-73-6816
	家庭支援班	222・223・224・225 231・232・233	

2. 各支所市民サービス課

地域	所 在 地	電話番号	F A X番号
神岡	019-1701 神宮寺字蓮沼16-3	0187-72-2111 (代表) 0187-72-4604 (福祉担当)	0187-72-2413
西仙北	019-2192 刈和野字本町5	0187-75-1111 (代表) 0187-75-2973 (福祉担当)	0187-75-1228
中仙	014-0292 北長野字茶畑141	0187-56-2111 (代表) 0187-56-2114 (福祉担当)	0187-56-2118
協和	019-2411 協和境字野田4	018-892-2111 (代表) 018-892-3691 (福祉担当)	018-892-3080
南外	019-1902 南外字下袋218	0187-74-2111 (代表) 0187-74-2113 (福祉担当)	0187-74-2118
仙北	014-0805 高梨字田茂木10	0187-63-3003 (代表)	0187-66-4425
太田	019-1692 太田町太田字新田田尻3-4	0187-88-1111 (代表) 0187-88-1113 (福祉担当)	0187-88-1921

3. 基幹相談支援センター

名称	所在地	電話番号	FAX番号
大仙市基幹相談支援センターかのん	014-1413 角間川町字八幡前286-2	0187-65-2003	0187-73-5603

4. 相談支援事業所

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) FAX番号	一般相談	地域移行	地域定着	計画相談			
						身体	知的	精神	児童
大仙障がい者相談支援センターかしわ	019-2112 刈和野字愛宕下85	0187-73-7041 0187-73-7031	○	○	○	○	○	○	○
相談支援事業所かくまがわ	014-1413 角間川町字八幡前286-2	0187-65-2003 0187-73-5603	○			○	○	○	○
自立支援指定相談支援事業所あさひ	019-2411 協和境字苧谷沢10	018-881-6166 018-892-3474	○					○	
大仙市社会福祉協議会相談支援事業所	014-0027 大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館内)	0187-63-0277 0187-62-8008				○	○	○	○
相談支援センターほっと大仙	014-0024 大曲中通町1-29	0187-62-7766 0187-88-8566				○	○	○	
相談支援事業所いぶりん	019-2411 協和境字野田4	018-893-5667 018-893-5670				○	○	○	
みらいず相談支援事業所	014-0052 大曲川原町4-10-4	0187-73-6350 0187-73-5805				○	○	○	○
相談支援事業所ふたば	014-0014 大曲福住町1-21 1階	0187-88-8591 0187-88-8592				○	○	○	

5. 日中活動系サービス事業所

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) F A X 番号	生活 介護	生活 訓練	就 労 支 援 行	就 労 支 援 A	就 労 支 援 B	就 労 支 援 着
ふれあいの郷 まつくら	014-0102 四ツ屋字小又35-1	0187-66-1413 0187-66-1407		○			○	
障がい福祉サービ ス事業所ほっぺ	014-0024 大曲中通町1-29	0187-62-7766 0187-88-8566			○		○	○
テnderランド リーファクトリー	019-1701 神宮寺字屋敷南37-1	0187-88-8721 0187-72-2822			○		○	
大仙地域福祉事業 所いぶりん	019-2411 協和境字野田4	018-893-5667 018-893-5670	○				○	
ふれあいの郷 しみず	014-0204 清水字館越79-2	0187-56-2833 0187-56-2833	○					
多機能事業所 ありす刈和野	019-2112 刈和野字愛宕下85	0187-73-7021 0187-73-7031	○			○		
愛・会いデイサー ビスセンター	014-0203 北長野字茶畑29	0187-49-6188 0187-49-6175	○ 共生型					
cozy plus	014-0024 大曲中通町7-18	0187-73-7527 0187-73-7487				○		
サンワーク大曲	014-0043 大曲戸巻町2-68	0187-73-5670 0187-73-5784	○					
チョコおおまがり	014-0047 大曲須和町2丁目2-18-1	0187-73-7259 0187-73-7260					○	
らぼーる大曲	014-0001 花館字中大戸33-1	0187-73-9068 0187-73-9074		○			○	

6. グループホーム、短期入所サービス事業所、入所施設

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) F A X 番号	共 同 支 援 生 活	短 期 入 所	施 設 支 入 援 所
水交会共同生活援 助事業所	014-1413 角間川町字八幡前 286-2	0187-65-2003 0187-73-5603	○	○	
ユアホーム ありす刈和野	019-2112 刈和野字愛宕下85	0187-73-7021 0187-73-7031	○		
ケイハウス水仙	019-2401 協和船岡字大袋1-34	018-892-3011 -	○		
グループホーム 銀のさじ (シヨートステイ銀のさじ)	014-0062 大曲上栄町11-2	0187-73-6568 0187-73-6569	○	○	
グループホーム しるべ	014-0102 四ツ屋字下新谷地 150-1	0187-73-6535 0187-73-6536	○	○	
かわ舟の里角間川	014-1413 角間川町字町頭98	0187-65-3676 0187-65-3191		○	○
柏の郷	019-2335 強首字上野台23-18	0187-87-7300 0187-87-7301		○	○

7. 居宅系サービス事業所

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) F A X 番号	居宅介 護	重 度 訪 問 介 護	同 行 援 護
愛・会いヘルパーステーション	014-0046 大曲田町20-28	0187-73-6500 0187-73-7576	○	○	○
ニチイケアセンター大曲	014-0102 四ツ屋字下古道55-1	0187-66-8051 0187-66-8054	○	○	○
虹の街大曲営業所	014-0044 戸蒔字谷地中14-1	0187-86-3015 0187-86-3016	○		
大仙市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	014-0027 大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館内)	0187-63-0277 0187-62-8008	○	○	○
訪問介護事業所おおまがり	014-0057 大曲船場町1-13-10-2	0187-66-0501 0187-66-0502	○	○	

8. 障がい児通所支援事業所

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) F A X 番号	デ イ サ ー ビ ス 放 課 後 等	児 童 発 達 支 援	保 育 所 等 訪
こどもかがやきセンター かのん	014-1413 角間川町字八幡前285-1	0187-73-5604 0187-73-5603	○	○	○
放課後等デイサービス ふぁみりい	014-0102 四ツ屋字上古道79	0187-88-8616 0187-88-8619	○		
あきた児童デイサービス 大曲店	014-0072 大曲西根字瀬下60-1	0187-73-6882 0187-73-6883	○		
みらいずジュニア	014-0057 大曲船場町2-1-2	0187-73-7546 0187-73-7547	○	○	
みらいずジュニア大曲	014-0052 大曲川原町4-10-4 2階	0187-73-5885 0187-73-5805	○	○	
みらいずカレッジ	014-0027 大曲通町4-6	0187-73-5755 0187-73-5756	○		
こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」大曲校	014-0061 大曲栄町13-46-15	0187-73-7644 (FAX兼)	○	○	
はなびら	014-0805 高梨字水里155-1	0187-88-8330 0187-88-8334	○		

9. 地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
地域活動支援センター ふれあい	014-0064 小貫高畑字中荒所60-5	0187-63-0265	0187-73-5067

10. 地域生活支援事業所

事業所名	所在地	(上) 電話番号 (下) FAX番号	訪問 入浴	サ生 ポ ー ト 活	移 動 支 援	日 中 一 時 支 援 時
虹の街大曲営業所	014-0044 戸蒔字谷地中14-1	0187-86-3015 0187-86-3016	○			
アースサポート大仙	014-0061 大曲栄町13-45	0187-66-3400 0187-66-3401	○			
大仙市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	014-0027 大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館内)	0187-63-8911 0187-62-8008		○	○	
大仙市社会福祉協議会 西部介護ステーション	019-2112 刈和野字愛宕下178-9	0187-87-3500 0187-87-3501		○	○	
ニチイケアセンター大曲	014-0102 四ツ屋字下古道55-1	0187-66-8051 0187-66-8054			○	
かわ舟の里角間川 日中一時支援事業所	014-1413 角間川町字町頭98	0187-65-3676 0187-65-3191				○
ふれあいの郷 しみず	014-0204 清水字館越79-2	0187-56-2833 0187-56-2833				○
放課後等デイサービス ふぁみりい	014-0102 四ツ屋字上古道79	0187-88-8616 0187-88-8619				○

1 1. 高齢者包括支援センター

名 称	担当地域	所 在 地	電話番号	F A X番号
高齢者包括支援センター	大曲 ※	014-8601 大曲花園町1-1 (市役所本庁内)	0187-63-1111	0187-63-8811
高齢者包括支援センター西部	神岡 西仙北 南外	019-2192 刈和野字本町5 (市役所西仙北支所内)	0187-87-3970	0187-75-1228
高齢者包括支援センター東部	中仙 仙北 太田	014-0203 北長野字茶畑141 (市役所中仙支所内)	0187-56-7125	0187-49-7139
高齢者包括支援センター南部	大曲 ※	014-0027 大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館内)	0187-88-8030	0187-62-8008
高齢者包括支援センター協和	協和	019-2411 協和境字野田4 (市役所協和支所内)	018-892-3838	018-892-3584

※大曲地域は、お住まいの地区により担当が異なります。

1 2. 大仙市社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号	F A X番号
本 所	014-0027 大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館内)	0187-63-0277	0187-62-8008
神岡支所	019-1701 神宮寺字蓮沼17 (神岡福祉センター内)	0187-72-2948	0187-87-1081
西仙北支所	019-2112 刈和野字本町5 (西仙北高齢者ふれあいセンター内)	0187-75-1145	0187-75-1070
中仙支所	014-0203 北長野字茶畑141 (市中仙庁舎内)	0187-56-4670	0187-56-4671
協和支所	019-2411 協和境字野田4 (市協和庁舎内)	018-892-3532	018-892-3584
南外支所	019-1902 南外字下袋218 (市南外庁舎内)	0187-74-2097	0187-74-2081
仙北支所	014-0805 高梨字田茂木10 (市仙北庁舎内)	0187-69-7799	0187-87-2051
太田支所	019-0601 太田町横沢字窪関南501 (おおたコミュニティプラザ内)	0187-88-2940	0187-88-2941

13. 特別支援学校

名 称	所 在 地	電話番号	F A X番号
大曲支援学校	014-0072 大曲西根字下成沢122	0187-68-4123	0187-68-4122
大曲支援学校せんぼく校	014-0372 仙北市角館町小館77-2	0187-42-8568	0187-42-8569
横手支援学校	013-0064 横手市赤坂字仁坂105-1	0182-33-4166	0182-33-4266
視覚支援学校	010-1409 秋田市南ヶ丘1-1-1	018-889-8571	018-889-8575
聴覚支援学校		018-889-8572	
秋田きらり支援学校		018-889-8573	
栗田支援学校	010-1621 秋田市新屋栗田町10-10	018-828-1162	018-828-4720
秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	010-0904 秋田市保戸野原の町7-75	018-862-8583	018-862-8525

14. 障がい者団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X番号
大仙市身体障害者福祉協会	014-8601 大曲花園町1-1 (事務局：社会福祉課)	0187-63-1111	0187-63-8811
大仙市手をつなぐ育成会	014-0802 払田字念仏谷地27-1 (事務局：新田)	0187-69-3108	0187-69-3108

15. その他関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X番号
大仙警察署	014-0063 大曲日の出町1-1-30	0187-63-3355	—
大曲税務署	014-8611 大曲上栄町9-4	0187-62-2191	—
大曲年金事務所	014-0027 大曲通町6-26	0187-63-2296	0187-63-7429
大曲公共職業安定所 (ハローワーク大曲)	014-0034 大曲住吉町33-3	0187-63-0335	—
秋田県総合県税事務所 課税第四課	010-0951 秋田市山王4-1-2	018-860-3339	018-860-3930
秋田県仙北地域振興局 福祉環境部 (大仙保健所)	014-0062 大曲上栄町13-62	0187-63-3403	0187-62-5288

15. その他関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	010-0864 秋田市手形住吉町3-6	018-831-2940	018-827-5231
身体障害者更生相談所		018-831-2301	—
知的障害者更生相談所		018-831-2303	—
精神保健福祉センター		018-831-3946	—
中央児童相談所		018-827-5200	—
女性相談支援センター		018-832-2534	—
秋田県南児童相談所	013-8503 横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-0500	0182-32-3369
秋田県南障害者就業・生活支援センター	014-0043 大曲戸巻町2-68 (サンワーク大曲内)	0187-88-8713	0187-88-8714
秋田県聴覚障害者支援センター	010-0922 秋田市旭北栄町1-5 (秋田県社会福祉会館5・6階)	018-874-8113	018-862-1820
秋田県立医療療育センター	010-1409 秋田市南ヶ丘1-1-2	018-826-2401	018-826-2407
秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田		018-826-8030	018-826-2414
秋田県医療的ケア児支援センター 「コラソン」		018-827-5730	018-839-9868
協和病院	019-2413 協和上淀川字五百刈田 277-1	018-892-2881	018-892-2888
ケイメンタルクリニック	014-0027 大曲通町10-8	0187-66-3020	0187-63-0041
サンメンタルクリニック	019-2413 協和上淀川字中嶋33 (やすらぎの里内)	018-838-4862	018-838-4863
市立大曲病院	014-0067 飯田字堰東210	0187-63-9100	0187-63-9103
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	019-2492 協和上淀川字五百刈田352	018-892-3751	(医療相談連携室) 018-892-3816



障がい福祉ガイドブック

令和6年6月発行

編集・発行 大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 大仙市大曲花園町1-1
TEL : 0187-63-1111 FAX : 0187-63-8811